



01

市税に関するお知らせ

従業員の市県民税・森林環境税は特別徴収で納めましょう

- 地方税法第 321 条の 4 によって事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、市県民税・森林環境税を特別徴収する必要があります。
- 市県民税・森林環境税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から市県民税等を引き去り、納入する制度です。



市 HP
(給与所得に係る特別徴収)

令和 7 年度納税通知書の送付予定

- 市県民税特別徴収（給与）⇒勤務先を通じて通知します
- 市県民税普通徴収（納付書）・年金特別徴収⇒ 6 月 13 日（金）ごろ発送します
- 国民健康保険税⇒ 6 月 13 日（金）ごろ世帯主宛てに発送します

所得課税証明書の発行

6 月 11 日（水）から令和 7 年度の所得課税証明書の発行を開始します。マイナンバーカードの利用でコンビニなどでも取得できます。所得課税証明書はその年の 1 月 1 日時点で本市に住所があり、市県民税の申告をしている人が取得できます。令和 6 年中に収入がなかった人も申告が必要です。

※所得課税証明書は通常版と児童手当専用様式の 2 種類があります。児童手当専用様式は児童手当の用途にしか使えませんのでご注意ください。また、児童手当専用様式はコンビニでは取得できません。市役所か支所、宇久行政センターの窓口で申請するか、郵便請求またはオンライン申請をご利用ください。



市 HP
(市税の証明と閲覧)

☎市民税課（市民税）、医療保険課（国民健康保険税）
☎ 24-1111

02

地域幸福度(Well-Being) アンケートにご協力ください

「Well-Being」とは、「well（良い）」と「being（状態）」からなる言葉で、幸福や健康という意味を持つほか、身体だけでなく、精神的、社会的にも満たされている広い意味での幸福を指す考え方のことです。

本市では、「地域幸福度 (Well-Being) 指標」を活用し、市民の皆さんの地域幸福度を高めるための政策立案を行っていきますので、アンケートへのご協力をお願いします。

回答期間 5 月 21 日（水）～ 6 月 20 日（金）



市 HP
(地域幸福度アンケート)

☎政策経営課 ☎ 24-1111

「地域幸福度 (Well-Being) 指標」とは、統計などの客観的な数字を基に測る「客観指標」と、一人一人が個人の感覚や認識で感じる「主観指標」の 2 つのデータを活用し、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感」を数値化・可視化したものです。

主観指標については、4 分野（地域における幸福度、生活環境、地域の人間関係、自分らしい生き方）について、市民の皆さんへのアンケートを通じて算出しています。

03

地域通貨「させぼ e コイン」キャンペーン



地元のお店応援キャンペーン

させぼ e コインで支払うと、ポイントが還元されるキャンペーンを行っています。

対象期間 6 月 1 日（日）～ 30 日（月）

対象店 全てのさせぼ e コイン加盟店

有効期限 令和 8 年 2 月 28 日（土）

※還元率や月額付与上限額などは、させぼ e コインアプリか市 HP をご覧ください。



市 HP
(させぼ e コイン)

加盟店を随時募集

させぼ e コインを、より多くの人が利用できるよう、使える店舗を募集しています。店舗は申し込み後、二次元コードを設置するだけで「させぼ e コイン」を導入することができます。

登録料・決済手数料は無料です。売上金振込時の振込手数料は店舗にご負担いただくことになりますので、ご了承ください。

「させぼ e コインのことがよく分からない」「加盟手続きが難しそう」と思われている事業者の方々には、加盟手続きサポートを行っていますので、させぼ e コイン事務局へご連絡ください。



させぼ e コイン
加盟店申し込みフォーム

☎利用者用コールセンター ☎ 050-3188-7205

☎加盟店用コールセンター ☎ 050-3171-7058

04

敬老・福祉パスをご利用ください

高齢者や心身障がい者（児）の皆さんに社会活動へ積極的に参加してもらえるよう、西肥バス・させぼバス共通の無料乗車証「①敬老特別乗車証（敬老パス）」「②福祉特別乗車証（福祉パス）」を交付しています。パスの発行時に、預かり金の支払いが必要です。

新規申請の手続き方法等

対象者 ① 75 歳以上でバスに乗車できる市民
② 身体障害者手帳（1～3 級、4 級下肢切断）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（1・2 級）のいずれかを所持 6 歳以上のバスに乗車できる市民

申請者 ① 対象者本人（代理人不可）
② 対象者本人もしくは代理人

必要な物 ① 身分証（マイナンバーカードなど）
② 印鑑、手帳（身体・療育・精神）

更新の手続き

敬老・福祉パスの有効期限までに、本人がパス券（福祉パスは身体・療育・精神手帳も）を持って、西肥バスの指定窓口で手続きをしてください。

※詳しくは市 HP をご覧ください。



市 HP
(敬老パス)



市 HP
(福祉パス)

☎①健康づくり課②障がい福祉課 ☎ 24-1111

05

熱中症にご注意ください

熱中症とは、室温や気温が高い中での作業や運動によって、体内の水分や塩分などのバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなることを行います。体温上昇やめまい、運動機能の低下のほか、ひどいときにはけいれんや意識障害などのさまざまな症状を引き起こし、最悪の場合、死に至る可能性があります。

熱中症は、感覚機能や暑さに対する調整機能が低下している、高齢者や基礎疾患がある人がなりやすいので、特に注意が必要です。また、小さな子どもも体温調整機能が十分に発達していないので、大人が気を配り早めに気付いてあげましょう。

熱中症は、適切な対策をすることで防ぐことができます。適切に予防し、未然に防ぎましょう。

予防と対策

- 外出時には帽子を着用し、日陰など涼しい場所で小まめに休憩をとる
- 屋内では、扇風機やエアコンで温度調整を行う
- 通気性・速乾性がある衣服を着用する
- のどの渇きを感じなくても、小まめに水分補給を行う
- めまいや頭痛、気分不良などがあれば、日陰や涼しい場所に避難する
- エアコンが安全に使用でき、室内が冷えるか確認する
- 体を暑さに慣れさせるため、ややきつめの運動で汗をかく

消防局警防課 ☎ 23-2598

健康づくり課 ☎ 24-1111

06

救急医療情報キット・緊急時連絡カード

自宅や外出時の急な容体変化に備え、救急隊員や医療機関に必要な情報を的確に伝達する「救急医療情報キット」や「緊急時連絡カード」をご利用ください。

配布場所 地域福祉推進室、市役所・中央保健福祉センター玄関案内、各支所など

救急医療情報キット

薬の服用情報や持病、緊急連絡先などの救急情報を容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管するものです。

- 使用方法**
- ① 救急医療情報キットに救急情報紙と薬剤情報提供書などを入れる
 - ② 玄関の内側と容器を入れた冷蔵庫にマークシールを貼る

緊急時連絡カード

薬の服用情報や持病、緊急連絡先などの救急情報を名刺サイズのカードに記入し、財布などに入れて常備するものです。

※内容は常に新しい情報に更新してください。

地域福祉推進室 ☎ 24-1111

07

「知っとしてノート」をご活用ください



介護予防手帳とエンディングノートを1つにまとめた「知っとしてノート」を無料で配布しています。元気なうちに介護を予防するとともに、自身が生きてきた証しや、これからの希望を書き留めるためのノートです。希望を書き残すことで、家族等の負担を軽減することができます。

配布場所 長寿社会課、各地域包括支援センター、社会福祉協議会、在宅医療・介護連携サポートセンター

※数に限りがあります。受け取りの際は事前にお問い合わせください。

医療政策課、長寿社会課 ☎ 24-1111

佐世保市在宅医療・介護連携サポートセンター ☎ 22-5901

08

浄化槽設置補助制度の見直し

合併処理浄化槽への転換促進を目的として、下水道全体計画区域外への「合併処理浄化槽」の設置に関する補助制度の見直しを行い、補助金を増額しました。

補助金の例（くみ取り槽からの転換の場合）

	変更前	変更後
浄化槽（5人槽）	498,000 円	664,000 円
撤去費	90,000 円	90,000 円
宅内配管費	300,000 円	300,000 円
合計	888,000 円	1,054,000 円

※単独処理浄化槽の場合、撤去費は120,000 円です。

※詳しくは市 HP をご覧になるか、お尋ねください。

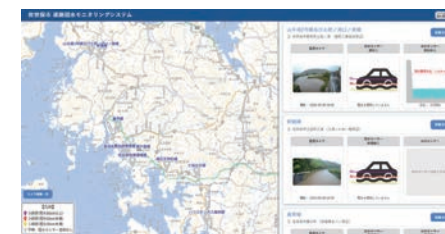


市 HP
（佐世保市浄化槽設置補助金）

環境保全課 ☎ 26-1787

09

市道の冠水等の状況をメールで通知



市道の主要な道路冠水箇所をリアルタイムで確認できる「道路冠水モニタリングサイト」を公開しています。また、主要箇所の冠水の「検知」と「解消」をメールで通知する新たなサービスを開始しました。市 HP から登録の上、ご利用ください。

※詳しくは市 HP をご覧ください。



市 HP
（道路冠水情報メール）

土木管理課 ☎ 24-1111

10

防災ラジオを無償で貸し出します



防災ラジオとは、防災行政無線を屋内で聞くことができる戸別受信機のことです。災害時などに身を守るための情報や避難に必要な情報を聞くことができます。

無償貸し出し対象

- ・佐世保市内に住民票があり、かつ居住している世帯
- ・要配慮者利用施設や指定避難所、地区自治協議会、自主防災組織などの代表者

※申し込みや受け取り方法など、詳しくは市 HP をご覧ください。



市 HP
（防災ラジオ）

防災危機管理局 ☎ 24-1111

11

広域都市圏の交流拠点「佐世保中央公園」

「佐世保中央公園」は、民間のアイデアやノウハウを生かした屋内遊び場やカフェ、キャンプ場などが整備されています。毎月さまざまなイベントが開催されるなど、「西九州させぼ広域都市圏」における新しいにぎわいの拠点となっています。

これからの梅雨の季節、天候に左右されことなく安心して子どもたちが遊ぶことができる屋内遊び場「メリッタ Kid's SASEBO」がありますので、ぜひご利用ください。



佐世保中央公園 HP

公園緑地課 ☎ 24-1111



佐世保市を中心とする12市町で構成する「西九州させぼ広域都市圏」では、行政区域の枠を超え、さまざまな取り組みを実施しています。